

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会事務決裁規程

施行 平成 27 年 4 月 1 日 改正 平成 30 年 12 月 11 日
改正 平成 29 年 4 月 1 日 改正 令和 3 年 12 月 20 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日 改正 令和 5 年 12 月 12 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長の職務権限に属する事務の決裁に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長または専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、会長の職務権限に関する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 会長の職務権限に属する事務を常時会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 会長または専決権限を有する者が不在のとき、又は事故あるときもしくは欠けたとき（以下「不在」という。）一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁責任者が出張、病気その他の事故により、決裁することができない状態をいう。

(決裁の手続)

第 3 条 事務は、原則として順次上席者の回議を経て、決裁責任者の決裁等を受けなければならない。

(専決の制限)

第 4 条 専決することができる者は、専決事項であっても、次の各号の一に該当するものは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が、新規または特に命じられた事項
- (2) 事案の内容が、重要または異例と認められる事項
- (3) 事案について疑義があり、または紛議が生じる恐れがあると認められる事項
- (4) 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められる事項

(専決の報告)

第 5 条 専決した者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その内容を上司に報告しなければならない。

(事務の代決)

第 6 条 会長の決裁事項に係る事案について、会長不在のときは、事務局長がこれを

代決することができる。

- 2 事務局長の決裁事項に係る事案について、事務局長不在のときは、係長がこれを代決することができる。

(代決の制限)

第7条 第4条第1号から第3号までの一に該当するとき又は職員の任免及び賞罰については、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

(後関等)

第8条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁責任者へ報告し、又は後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(会長の決裁事項)

第9条 会長は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 定款施行細則第18条に規定する事項。
 - (2) 前号のほか、特に重要と認める事項に関する事。
- 2 会長は、決裁した事案について必要と認めるものは、理事会に報告しなければならない。

(事務局長の専決事項)

第10条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決する。

- (1) 事業計画の執行に関する事。
- (2) 職員、準職員、再雇用職員、臨時職員、嘱託職員、パートタイマーの服務に関する事。
- (3) 職員、準職員、再雇用職員、臨時職員、嘱託職員、パートタイマーの事務分掌に関する事。
- (4) 職員、準職員、再雇用職員、臨時職員、嘱託職員、パートタイマーの旅行命令に関する事。
- (5) 職員、準職員、再雇用職員、臨時職員、嘱託職員、パートタイマーの時間外勤務命令及び振替休日に関する事。
- (6) 職員、準職員、再雇用職員、臨時職員、嘱託職員、パートタイマーの休暇に関する事。
- (7) 規程及び規則等に定める諸届の受理、確認及び決定に関する事。
- (8) 通知、申請、届出、報告及び回答等に関する事。
- (9) 契約事務に関する事。
- (10) 一件の金額が100万円未満の予算執行に関する事。
- (11) 義務的経費等で、毎月定期的に発生する経費の予算執行及び収入承認並びに支出命令に関する事。
- (12)刈羽村福祉センターの使用許可に関する事。
- (13) 私有自動車業務使用登録に関する事。

(14) 前各号に準ずる事項に関すること。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和5年12月12日から施行する。